

表3 平成3年度卒業者の就職先と出身地の状況

〔単位 人(%)〕

出身地	教員就職者		一般企業就職者		合計	
	就職者数	就職者数の内地元出身者	就職者数	就職者数の内地元出身者	就職者数	就職者数の内地元出身者
広島県	101	74(73.3)	358	217(60.6)	459	291(63.4)
他府県	268	236(88.1)	1,063	273(25.7)	1,331	509(38.2)
合計	369	310(84.0)	1,421	490(34.5)	1,790	800(44.7)

広島大学を通しての学生の流れを見ると、平成3年度の卒業者は全国各地から入学しているが、そのうち広島県出身者がもつとも多く、中国地区の他県、九州、関西地方からの出身者と続く（表四）。進学・自営等の二七・一%の卒業者を除くと、地区別の入学者に対する就職者の割合は、関東地区的埼玉、千葉、東京、神奈川の場合二〇

表4 平成3年度卒業者の出身高等学校所在地と就職先の地域的分布
〔単位 人(%)〕

地域等	入学時	就職時
北海道・東北地方	11(0.4)	2(0.1)
関東地方	埼玉・千葉・東京・神奈川	23(0.8)
	茨城・栃木・群馬	8(0.3)
中部地方	152(5.4)	85(3.0)
関西地方	三重・滋賀・奈良・和歌山	97(3.5)
	京都・大阪・兵庫	317(11.3)
中国地方	広島	813(29.1)
	鳥取・島根・岡山・山口	579(20.7)
四国地方	286(10.2)	107(3.8)
九州地方	471(16.9)	175(6.3)
国外 (含学士入学・大学検定)	38(1.4)	12(0.7)
合計	2,795(100.0)	1,790(100.0)

本委員会は、平成五年四月の総合科目部の移転をひかえ、西条地区構内に

おける交通安全の確保と良好な教育研究環境の保持のため、西条キャンパス

西条地区における駐車場整備手順について

交通問題対策委員会

* 管理員の配置

* 距離等の規制

* 規制方法

(実態調査結果により実施)

* 駐車需要台数

* 今後の規制方法

三、平成六年四月

一、平成五年四月

二、平成五年十月

実態調査

学生(新入生)に対する指導

的規制

* 「入学の手引」による指導

記

一、平成五年四月

学生(新入生)に対する指導

的規制

* 「入学の手引」による指導

駐車場整備手順

記

交通問題について検討しているところですが、このたび、駐車場需要と整備計画について検討を重ねた結果、今後は、平成五年十月頃に実態調査を実施し、その結果を踏まえて需要台数の見直し及び環境整備計画の進捗状況を考慮し、左記の手順により構内交通規制等を検討していきたいと思いまので、構成員の皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。

四、環境整備が整った時期

構内通行証の発行（有料）

*規制方法（教職員・学生別、距離、抽選）

*ゲートの設置（維持運営方法）

*管理員の配置

五、駐車場が不足の場合

立体化又は造成

入構は、次のような交通規制を実施していますので遵守してください。

一、自動車による入構は、通学距離の遠近にかかわらず一切認められません。

自転車により入構するためには、構内通行証が必要です。

二、構内通行証の交付を申請する際には、次の証明書が必要です。

- ①学生証
- ②運転免許証

- ③自動車検査証（原動機付自転車を除く。）
- ④任意保険の契約を締結していることの証書

三、申請の受付は、学部生（一、二年次生）は総合科学部厚生補導係、大

学院生は各学部の厚生補導担当係であります。

四、構内通行証の交付を受けたら、自動車の場合は運転席前面に置き、自動二輪車及び原動機付自転車の場合は、車体に貼付してください。

五、自動車等は、必ず所定の場所に駐車（輪）してください。

〔入学の手引〕

交通規制について

地球にやさしい環境づくりは、これから我々人類の大きな課題であり、大

学の教育研究にとっても重要な課題で

す。また、学内外で学生の交通事故が多発しております。

このような事情から、本学構内の交

通安全を確保し、良好な教育研究環境

を保持するため、次のような交通規制

を実施しています。

〔東千田地区構内〕

東広島市内は、広島市内に比べて交通機関が不便ですが、安全で公害の少ない公共交通機関（電車、バス）をできるだけ利用することとし、自動車、自動二輪車及び原動機付自転車による

自動二輪車及び原動機付自転車による

なお、次のような交通規制を実施し

ていますので遵守してください。

一、自動車による入構は、通学距離の遠近にかかわらず一切認められません。

ただし、身体的な理由がある者又は法学部・経済学部第二部の学生で、自動車を使用しなければ通学が困難である者については、在籍する学部の厚生補導担当係で相談してください。

二、自転車、原動機付自転車及び自動二輪車による入構については、次の規則に従ってください。

(1) 自動二輪車による通学を希望する学生（一、二年次生）は、総合

科学部厚生補導係（大学院生については各学部の厚生補導担当係）に届け出てステッカーの交付

を受け、所定の箇所へ貼付してく

ださい。

(2) ステッカーの交付を申請する際には、次の証明書が必要です。

- ① 学生証
- ② 運転免許証

- ③ 自動車検査証
- ④ 自動車保険証（任意保険を含む）。

(3) 原動機付自転車又は自動二輪車を利用する者は、各門の下車ライ

ン箇所で下車し、構内は手押しで通行しなければなりません。

(4) 駐輪場は、自転車、原動機付自転車及び自動二輪車毎に置場を区分して設置していますので、標識に注意し、所定の場所に駐輪してください。

